

箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託・役務などの調達契約並びに財産の買入れ、借入れ、売払い及び貸付契約等（以下「建設工事等」という。）から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(指名除外)

第2条 箕面市建設工事等業者審査会規程（昭和55年箕面市規程第14号）第2条の箕面市建設工事等業者審査会（以下「審査会」という。）は、指名競争入札の参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、同表に定める期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。ただし、審査会は、当該指名除外において、警察等捜査機関の意見を聞くことができるものとする。

2 審査会は、前項の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名除外の期間と同一期間、指名から除外するものとする。

(指名除外の通知)

第3条 前項の規定により指名除外を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。

(下請負等の禁止)

第4条 審査会は、指名除外中の有資格業者が、市発注建設工事等に係る下請負をし、又は当該建設工事等の連帯保証人となることを認めないものとする。

(外郭団体への協力要請)

第5条 審査会は、第2条の規定により指名除外を行ったときは、外郭団体に対して同様の措置を行うよう求めるものとする。

(建設工事等妨害の際の措置)

第6条 審査会は、市発注建設工事等の受注業者が、暴力団による建設工事等に妨害を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(情報の入手及び事案の確認)

第7条 審査会は、警察等捜査機関と密接な連携のもとに運営するものとする。

2 警察等捜査機関以外の関係官庁その他何人からであるにかかわらず、暴力団関係者に関する情報提供があったときは、警察等捜査機関に情報の確認を求めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>1 個人である有資格業者及び法人である有資格業者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が有資格業者の経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>2 有資格業者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>3 有資格業者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	
<p>4 有資格業者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>5 有資格業者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1項から第4項の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	